

平成22年3月3日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（ふじわら高齢者生活支援センターいこいの管理）がありました。

このことについて、いなべ市監査委員（羽場 恭博、小林 俊彦）が平成22年4月30日付で監査結果を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

第1 住民監査請求（以下「監査請求」という。）の受付

1 請求人

住 所 いなべ市在住

氏 名 羽木 英樹

2 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の提出日

平成 22 年 3 月 10 日（水）

3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 22 年 3 月 10 日付けで受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 22 年 3 月 30 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたところ、請求人は請求書の内容を補足する陳述を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

5 請求の内容

請求の趣旨及び措置請求等は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

- ① 公有財産の適正な管理を行うべき公有財産管理者であるいなべ市長が「ふじわら高齢者生活支援センターいこい」（以下「施設」という。）を社団法人「元気クラブいなべ」（以下「元気クラブ」という。）へ無償貸与されていることは、公有財産の適正かつ効率的な管理を著しく怠っている。
- ② 「NPO みんなのクラブネット三重」（以下「みんなのクラブネット三重」という。）への又貸しは、民間非営利団体への利益供与であり業務怠慢甚だしい。名義使用承認書は、いなべ市文書管理規程、いなべ市公印規則の取り扱いに反するものである。

(2) 措置請求の内容

- ① 公有財産管理者市長は、いなべ市公有財産管理規則に沿って適正かつ効率的効果的管理を行うこと。
- ② 市長は、元気クラブに賃借料@50,000 円/月 5ヶ年分を納付させること。
- ③ いなべ市文書管理規程、いなべ市公印規則を遵守すること。

(3) 請求書に添付された事実を証する書面

- ① 行政財産使用許可申請書、許可書
- ② 「みんなのクラブネット三重」の住所名義使用について（依頼）、（回答）
- ③ いなべ市公有財産管理規則の抜粋
- ④ いなべ市平成 20 年度事務事業評価の介護予防にこやかコース事業及び健康増進事業部分の抜粋

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨内容から、監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 施設の元気クラブへの無償貸与は違法又は不当な財産の管理を怠る事実にあたるのか。
- (2) 「みんなのクラブネット三重」への又貸しが行われていたのか。

2 監査対象部課室等

(1) 関係部課室

福祉部 長寿介護課

(2) 関係職員の事情聴取

平成22年4月9日、福祉部長、次長2名、長寿介護課課長及び同課課長補佐から事情聴取を行った。

(3) 関係人調査

平成22年4月9日、元気クラブに対し関係人調査を行い、事務局長及び担当職員から説明を受けるとともに関係書類を確認し、事実関係について調査した。

3 事実関係の確認

(1) 施設の使用許可の状況

いなべ市長は、施設の一部を地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、元気クラブに使用許可している。その経緯は、元気クラブから平成19年4月1日付で、いなべ市公有財産管理規則（以下「管理規則」という。）の規定による行政財産使用許可申請があり、市は同日付で使用許可し、使用料を免除している。平成20年4月1日からは、毎年度の更新の手続きを経て現在に至る。

また、使用料を免除していることについて、当該法人は、スポーツの普及振興及び健康づくりを図り、地域のスポーツ文化、健康文化の発展と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とした公益事業を行う非営利団体で、実施する事業の大部分が市からの委託事業であることから、いなべ市行政財産の使用料に関する条例（以下「使用料に関する条例」という。）第5条第1項に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」に該当すると判断したことによるものである。

(使用許可財産の明細)

名 称	目 的	期 間	数量又は面積
ふじわら高齢者生活支援センター	健康増進及び介護予防事業	H19. 4. 1～H20. 3. 31	会議室 32 m ² 静養室 16 m ² 診察室 8 m ²
		H20. 4. 1～H21. 3. 31	会議室 32 m ² 静養室 16 m ² 診察室 8 m ² 倉庫 7 m ²
		H21. 4. 1～H22. 3. 31	〃
		H22. 4. 1～H23. 3. 31	〃

(2) 使用許可財産の利用状況

- ① 会議室は、元気クラブの事務所として使用されている。
- ② 静養室及び診察室は、リラクゼーション、メンタルヘルスの研修室として使用されている。

③ 倉庫は、元気づくり体験用品の準備室として使用されている。

(3) みんなのクラブネット三重について

① 「みんなのクラブネット三重」は、県の事業である「美し国おこし・三重」が発動したことに伴い、県下の総合型地域スポーツクラブがパートナーグループ登録を行い、互いの特徴を出し合い相互支援活動を進展させることにより「地域ネットワークによる事業の創出」を展開し、地域住民一人ひとりの豊かな人生を実現することを通じて、元気な三重県、そして元気な地域づくりへ寄与することを目的として、元気クラブをはじめ県下4つの総合型地域スポーツクラブが母体となって、平成21年9月17日にNPO法人として設立され、目的達成のため、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、保健、医療又は福祉の増進を図る活動及びまちづくりの推進を図る活動を行う。

② 平成21年6月30日付文書で「みんなのクラブネット三重」設立代表者 大平利久氏から市に対して、「みんなのクラブネット三重」の県への認可申請のため元気クラブの事務所の住所（いなべ市藤原町川合790番地）の名義使用について依頼があり、市は平成21年7月15日付長寿第148号で承認する旨の回答をした。

③ 「みんなのクラブネット三重」の活動、事業の実施等による施設の恒常的な使用は無いが、頻度は少ないものの一部事務が行われている。

第3 監査の結果

1 結論

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 監査委員の判断

(1) 請求人は、施設が元気クラブへ無償貸与されていることは、公共財産の適正かつ効率的な管理を著しく怠っていると主張する。

請求人は、その理由を具体的に摘示していないが、施設の貸付は行政財産の目的外使用にあたり、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法施行令第169条の3の規定に適合しているか否かであるが、貸付部分は、市の事業の遂行に使用される部分以外の施設の床面積に余裕がある部分を貸し付けたものであり、「施設の用途又は目的を妨げない限度」と判断される。さらに、施設は平成14年度に介護予防拠点整備事業により国庫補助を受け建設されたものであり、この建設目的に合致する介護予防、健康増進事業の実施を委託している元気クラブへの貸付であることから当該使用許可は法令に適合していると認められる。

次に使用料免除の妥当性について考察すると、使用料の免除は、使用料に関する条例第5条第1項の規定に基づき行われているが、免除理由は第2の3の(1)で述べた通りであり、主に市の委託した公益事業を実施する非営利団体の事務所及び委託事業の実施に必要な部屋の貸付であり、「公益上特に必要があると認められるとき」に該当する。よって、使用料の免除は妥当であると判断する。

(2) 請求人は、元気クラブが「みんなのクラブネット三重」へ又貸ししていることは、民間非営利団体への利益供与であり、業務怠慢甚だしい。また、市の「みんなのクラブネット三重」に対する名義使用承認書は、いなべ市文書管理規程及びいなべ市公印規則の取り扱いに反するとも主張する。

「みんなのクラブネット三重」の住所名義使用については、第2の3の(3)で述べたとおり当時設立代表者であった大平利久氏から市に文書をもって正式に依頼があり、市はこれを承認したもので、その内容は、「みんなのクラブネット三重」の事務所所在地として設立代表者が属する元気クラブの事務所所在地としたものであり、「みんなのクラブネット三重」の活動あるいは事業を実施するため恒常的に施設を使用するものではなく、「みんなのクラブネット三重」に関する一部事務が行われたとしても、現状ではその頻度は少ないことから、請求人が主張する又貸し及び利益供与であるとまでは言えない。

また、名義使用承認書が、いなべ市文書管理規程及びいなべ市公印規則の取り扱いに反するとの請求人の主張は、請求書にはその理由が摘示されていないが、陳述時における請求人の主張によると、請求人がいなべ市情報公開条例に基づいて公開を受けた「みんなのクラブネット三重」の住所名義使用について(回答)の公文書に公印が押印されていないというものであった。公開した文書は、所管課(長寿介護課)が保管する決裁済文書であることから公印が押印されていないが、元気クラブが収受し保管している施行文書には公印(市長印)が押印されていたことを確認した。なお、一連の事務処理状況についても調査した結果、適正に処理されており、特にいなべ市文書管理規程及びいなべ市公印規則に違背する点は認められなかった。

(意見)

施設が「みんなのクラブネット三重」の事務所として登記がなされていることからすると、事務量の多少にかかわらず施設の使用にあたり、単なる住所名義使用の承認によるのではなく、管理規則の規定に則った使用許可手続きを行うことが至当と考える。